

用語の解説

表番号	用語	解 説
1表～ 4表	登録免許税	登録免許税法（昭和42年法律第35号）の別表に掲げる一定の登記・登録について課税される国税をいう。
5表 6表	登記事項証明書の交付等	登記手数料令（昭和24年政令第140号）第2条から第7条まで、第9条から第11条まで及び第13条に規定する登記事項証明書の交付等の登記簿等の公開に関する事務に係る手数料をいう。
	本支店一括登記申請	会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号）第49条第1項（同法その他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記の申請に係る手数料をいう。
（5表のみ）	支局における公証事務	公証人法（明治41年法律第53号）第8条に規定する法務局又は地方法務局の支局に勤務する法務事務官が公証人の職務を行った場合の手数をいう。